

第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和3年度)

(政策部 DX・行革推進室)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 7 年度																							
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画の「6.行政経営(3)持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																							
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																							
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、前期実施計画：82の具体的取組を掲げています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">目 標</th> <th style="text-align: center;">重 点 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">I 行政システムの改革</td> <td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>2. 事務事業構築手法の確立</td> </tr> <tr> <td>3. 働き方改革の推進</td> </tr> <tr> <td>4. 人財育成システムの改革</td> </tr> <tr> <td>5. 新たな公文書管理の改革</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">II 財政運営の強化</td> <td>6. 歳入確保の推進</td> </tr> <tr> <td>7. 歳出の節減・重点化</td> </tr> <tr> <td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">III 既成概念からの脱却</td> <td>9. 公有資産マネジメントの推進</td> </tr> <tr> <td>10. 事務事業のスクラップ&ビルド</td> </tr> <tr> <td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td> </tr> <tr> <td>12. 新たな自治体間連携の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">IV 市民総活躍によるまちづくり</td> <td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td> </tr> <tr> <td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td> </tr> <tr> <td>15. 協働事業の推進</td> </tr> </tbody> </table>	[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換		目 標	重 点 方 針	I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	2. 事務事業構築手法の確立	3. 働き方改革の推進	4. 人財育成システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	7. 歳出の節減・重点化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	11. PPP（官民連携）の導入促進	12. 新たな自治体間連携の検討	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	14. 共助による支え合いの基盤の強化	15. 協働事業の推進
[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換																								
目 標	重 点 方 針																							
I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供																							
	2. 事務事業構築手法の確立																							
	3. 働き方改革の推進																							
	4. 人財育成システムの改革																							
	5. 新たな公文書管理の改革																							
II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進																							
	7. 歳出の節減・重点化																							
	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化																							
III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進																							
	10. 事務事業のスクラップ&ビルド																							
	11. PPP（官民連携）の導入促進																							
	12. 新たな自治体間連携の検討																							
IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援																							
	14. 共助による支え合いの基盤の強化																							
	15. 協働事業の推進																							

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>令和3年度については、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)の2年目として、行財政改革大綱前期実施計画(令和2年度～令和4年度):82の具体的取組の着実な推進を図るため、令和2年度の実績を分析するとともに、上半期において課題・問題点等も含め、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。</p> <p>また、学識経験者等で構成する行政改革推進委員会などの会議については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下において開催には至らなかったが、行政改革推進委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱することで推進体制を確保した。</p>
成果	<p>①行政システムの改革として、AI・RPA等の導入推進やマイナンバーカードの交付率の向上に努めるとともに、タブレット端末を用いた電子会議システムの導入による業務改善やペーパーレス化を行った。</p> <p>②財政運営の強化として、市税や保育所等利用者負担金などの収納率の向上に努めた。また、農業集落排水事業の経営状況を明確化するために企業会計を導入した。給食費の公会計化を完了した。</p> <p>③既成概念からの脱却として、福祉医療費助成事業において市制度の見直しを行い、事務事業のスクラップ&ビルドを進めた。</p> <p>④市民総活躍によるまちづくりとして、コミュニケーションツールを使用して地域まちづくり協議会と市が情報交流を行うことができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>行財政改革大綱取組の着実な実践により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。</p> <p>【行財政改革による主な効果】 AI・RPA等の導入、マイナンバーカード交付率の向上、収納率の向上、福祉医療費助成制度の見直し、民間賃貸住宅の活用</p>
反省点・課題	<p>コロナ禍において、各取組の進捗等に影響があることは否めないが、第3次行財政改革大綱に掲げる中間(R4末)目標値の達成に向け、前期実施計画に掲げる82の具体的取組を着実に進めていく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>引き続き、改革の目的を念頭に置き、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換の実現に向け、行財政改革を推進する。</p>

■成果指標一覧

成果指標名		単位	現状値 (H30)	実績値 (R3)	目標値 (R7)
1	AI・RPA等の導入件数	件	-	15	8
2	マイナンバーカードの交付率	%	9.8	43.6	90.0
3	時間外勤務総時間	時間	42,328	39,839	40,000以下
4	財政調整基金の残高	億円	29.7	23.8	20.0以上
5	経常収支比率(一般会計)	%	86.5	80.6	85.0以下
6	病院事業会計への繰出金(法定外)の額	千円	94,332	10,671	50,000以内
7	スクラップ&ビルドの件数	件	-	2	8
8	民間賃貸住宅を活用した戸数	戸	74	90	134
9	新たな自治体間連携の協議等を行った数	件	-	3	4
10	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数	地区	-	4	22
11	かめやま人キャンパスを修了した人数	人	-	10	120
12	協働事業提案制度を実施した件数	件	25	29	35

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和3年度取組実績

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	I	行政システムの改革	1	ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長 DX・行革推進室長	政策部 DX・行革推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想されるなか、的確にサービスを提供し続けるためには、ICTを利活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のICTの利活用を検討し、効果の高い定型業務において、業務工程の一部への導入を図る。	AI・RPA等の導入件数：5件	一部の課税業務（個人住民税関係の4業務と、固定資産税関係、軽自動車税関係の計6業務）にAI・RPAを導入し、業務工程の一部自動化を図った。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税の登記済通知書の入力にRPAを導入した。	対象業務の拡充	ワクチン接種業務、収納業務、生活保護業務でシナリオ作成したことにより、昨年度と合わせて15本のシナリオを作成した。収納業務においては、約413時間短縮することができた。	試験導入となっているシナリオを本格導入できるように進める。	継続及び更なる検討	100%	
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	I	行政システムの改革	1	ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	税務課長	総務財政部 税務課 市民税グループ、資産税グループ	個人市民税、軽自動車税、固定資産税等において、基幹システムへの入力作業など定型業務により、多くの時間を要していることから業務の効率化が求められている。	基幹システムへの入力作業や定型的業務など、業務プロセスをAI・RPA等により自動化を図ることで作業時間の削減を図る。	AI・RPA等の本格導入	個人市民税の事業所宛新規登録、個人宛新規登録、給与支払報告書登録、0円申告登録及び軽自動車の廃車登録、固定資産税の償却資産異動登録のRPAを導入した。	令和2年度導入の市民税関係業務については、検証環境での動作確認を行った結果、現時点においてRPA導入は効果的でないことが判明した。一方、軽自動車税及び固定資産税関係については、検証環境で動作確認が取れたため本番環境で作業を行った。	RPA導入に効果的でないことが判明した市民税関係業務については、新たにRPAに適合する業務として特別徴収事務に係る異動届出書が県下統一となったことから、異動入力について、他市町の事例を参考にRPA導入に向けた検討の必要がある。	・本格導入 ・新たな導入事例の検討	100%	
3	マイナンバーカードの交付率の向上	I	行政システムの改革	1	ICTを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化部 市民課 戸籍住民グループ	「デジタルガバメント関係会議」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードの保有することを想定し、全市区町村において「交付円滑化計画」の策定を推進することなどが盛り込まれた国の方針が決定されたことに伴い、マイナンバーカードの交付率の向上に努める必要がある。	令和元年度中に策定する予定の「マイナンバーカード交付円滑化計画（仮称）」に基づき、マイナンバーカードの交付率の向上に努める。	マイナンバーカードの交付率：80.0%	毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口を開設、本庁に専用窓口新設、統合端末2台増設、行政専門員3名へ増員、商業施設等へ出張申請、本庁特設会場で申請受付実施、行政情報番組、市広報等で取得促進に取り組んだ。	毎月第2・4日曜午後、毎週木曜夜間等に時間外で交付受付、申請者に1,000円分のクオカード進呈キャンペーンを実施し、各地区・学校、期日前投票所等で特設申請受付を行うとともに、あいあい施設内及び新型コロナウイルスワクチン接種会場へのパンフレット、ポスター設置、行政情報番組、市広報等で周知し取得促進に取り組んだ。	交付体制の充実、交付時間の拡大、出張申請の実施、各種広報活動に積極的に取り組んだ結果、一昨年度末27.97%から年度末交付率を43.62%まで向上させることができた。	国においては、令和4年度末にほとんどの住民が保有することを想定しているが、生活に欠かせないレベルまでの施策として利活用等機能の拡大が必要だと考えられる。マイナンバーカードの交付については、活用の相談等に対応できる職員体制が必要となるため、申請機会の拡大、継続した勧奨活動の取り組みが必要となる。	・交付率向上に向けた取組 ・目標指標の達成	75%
4	保育現場へのICT機器等の導入	I	行政システムの改革	1	ICTを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	子ども未来課長	健康福祉部 子ども未来課 子ども総務グループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所等の利用意向の高まりが予想されるなか、保育士不足の深刻化などを、保育現場で働くことへの負担軽減が求められる。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R1年度比：10%削減）	内部での保育システムの研究を行い、選定準備を進めた。	昨年度に引き続き、保育システム選定のための研究を行い、保育現場の労働環境向上に向けた検討を行っている。	保育システムの選定を進め、保育現場の労働環境向上に向けた検討ができた。	スムーズなシステム運用ができるよう、システムを利用する保護者への十分な説明を行う必要がある。	導入機能による実践	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)	
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画
5	図書館整備におけるAI・RPA等の導入	I	行政システムの改革	1	ICTを活用した市民サービスの提供	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	昭和55年の開館以来、施設総体の老朽化、学習室の不足、図書館サービスの制約、アクセスの悪さ等の様々な課題があるにも関わらず、最先端技術等の導入による利便性でない。	駅前に整備する新図書館において、AI・RPA等を導入することで膨大なデータの蓄積が可能となり、利用者からのレファレンスへの対応など利便性充実を図る。また従来、職員が手作業で実施していた蔵書点検などの効率化を図る。	新図書館へのAI・RPA等の導入実現	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行った。	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備を進めることにより、蔵書管理の効率化が図れるとともに、図書館利用者の利便性が向上する。	新図書館のシステム整備において、具体的にICTタグの導入、自動貸出機、BDS（盗難防止装置）等の導入を進めることにより、蔵書管理の効率化が図れるとともに、図書館利用者の利便性が向上する。	新図書館開館に向けて、予算の範囲内でシステム整備を進める必要がある。	供用開始	100%
6	行政評価システムの再構築	I	行政システムの改革	2	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	平成20年度から行政評価システムを運用するなか、これまでも施策・事業の効果的かつ効率的な推進に向けて、システムの見直しと充実を図ってきたところであり、今後においても、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、評価システムを改訂する。	行政評価システムの改訂	現行の評価システムについて、システム運用上の課題や今後も継続していくべき事項等について、洗い出しを行った。	PDCAサイクルにおけるC（チェック）からA（アクション）への効果的な展開が図れる評価システムとなるよう、再構築に向けた検討を行った。	「評価に必要な情報量の確保やその精度の向上」と「評価システムの簡素化」とのバランスを出来る限り考慮した行政評価システムの再構築に向けた検討を進めることができた。	行政評価の結果を、第2次総合計画後期基本計画に掲げた施策の効果的・効率的な推進につなげるため、政策部門と財政部門の連携が必要となる。	行政評価システムの改訂	50%
7	事務事業の採択及び再編手法の検討	I	行政システムの改革	2	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行財政運営にあたり、事務事業の妥当性等を検証し、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第2次総合計画後期基本計画第1次実施計画の策定に向けて、施策推進に寄与する効率的・効果的な事務事業の採択や再編手法を確立し、新規事業の採択等に活用する。	事業の採択・再編手法の確立	第1次実施計画に位置付ける主要事業の採択に当たり、事前評価工程を見直すことにより事務事業の重点化等を図ることができるとの可能性があることについて、その可能性を検討した。	実施計画を構成する主要事業の要求時に、事業毎に必要な、適時性等の5項目による事前評価を行うとともに、継続的に取り組む事業については、事業の見直し及び事務事業評価結果の活用について確認した。	施策推進や財政運営に影響を及ぼす主要事業については、その企画・計画段階において事業の必要性や事業手法の効率性等を検証することにより、事業の規模及び手法の適正化等を図ることができた。	主要事業の事前評価については、担当課による自己評価であるため、より客観的な視点からの評価も検討していく必要がある。	後期基本計画実施計画に位置付けた事業の推進	75%
8	亀山版SDGsの確立	I	行政システムの改革	2	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能なまちづくりの実現に向けて、世界水準のSDGs（持続可能な開発目標）を本市の実情に沿った形に適応させながら今後の政策展開に活用していく必要がある。	本市の状況を考慮した目標（ゴール）設定やSDGsの重要な側面である「経済・環境・社会」を統合的に捉えた全体最適の考え方などSDGsの視点も踏まえた計画・事業立案の在り方を確立する。	「亀山版SDGs」の確立	本市におけるSDGsの取組方向等を整理するに当たり、前期基本計画の「施策の方向」ごとにSDGsのゴール等との関連を検証するとともに、他自治体の事例等も踏まえつつ、後期基本計画等への展開方針について検討を行った。	自治体SDGsの確立に向け、後期基本計画案案に基本施策毎のSDGs達成目標を明示し、総合計画上の位置付けを行った。	SDGs達成目標を位置付けた後期基本計画案案を取りまとめ、亀山版SDGsの確立のための基礎資料を整備することができた。	自治体SDGsの推進を含めた後期基本計画の計画管理の在り方について、更に具体的に検討していく必要がある。	「亀山版SDGs」の確立及び推進	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
9	働き方の意識改革	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進に向け、労働時間の長さよりも業績や業務効率化を重視する職場環境へ転換を図ることが必要とされる。	各所属において業務に係るマニュアルを作成し、共有する。	全職場においてマニュアル作成	令和2年2月18日付けで通知した「令和元年度定期監査結果に基づく措置に係る業務マニュアルの作成について」により、様式例を示した。各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めているところである。	全庁的なマニュアルの作成（導入）	各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めている。	各所属においては、随時それぞれの業務に合ったマニュアルの作成をしている。	各所属において継続的にマニュアルを見直すとともに、新たな業務が発生した場合など随時作成を必要とする。	作成したマニュアルの見直し及び充実	100%
10	時間外勤務時間の削減	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されたことから、これを超えるようなマネジメントを実施する。	年間時間外勤務時間360時間超え：0人	平成31年4月15日付けで通知した「時間外勤務の取扱いについて」により、各所属において職員の労働時間管理を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により業務の減った部署がある反面、業務が増大した一部の部署においては労働時間の管理が難しくなった。	前年度の実施状況を踏まえ、目標達成に向けてのマネジメントを実施	令和3年8月2日付けで通知した「令和3年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	本年度においても新型コロナウイルス感染症の緊急対応を要する業務が継続しており、360時間を超える職員が昨年度より増加した。	目標達成に向け取り組んでいるが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の減った部署がある反面、業務が増大している。	取組の継続	75%
11	有給休暇の取得促進	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	民間労働法改正により、民間企業においては、平成31年4月から労働者に対して年間5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられ、国家公務員においても、職員の年5日以上の年次有給休暇取得を確実にするための取組を行っている。市職員についてもワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画を改訂し、ワークライフバランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	全職員の年次有給休暇の取得日：5日以上	令和2年6月10日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。	・年次有給休暇計画面表による取得促進 ・記念日休暇の導入の検討	令和3年6月11日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が増大し、年次有給休暇の取得日が増加した。	所属長に年次有給休暇の取得状況を説明する等、目標達成に向けて取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が増大し、年次有給休暇の取得日が増加した。	新型コロナウイルス感染症の影響で、業務が増大している部署については、取得が困難なところもある。	・年次有給休暇計画面表による取得促進 ・記念日休暇の導入の検討	75%
12	定員適正化の推進	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	厳しい財政状況が続くことが見込まれるなか、市民のニーズに対応した行政サービスを行うため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第4次亀山市定員適正化計画を策定し、真に正規職員の配置が必要な職については、計画に基づき正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づく職員の適正な定員管理と配置	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから、PT及び新型コロナウイルス感染症接種室を設置したが、正規職員を増やすことなく対応した。	業務内容や業務量の変化を把握し、適切な人員配置を行う	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから設置したPTを継続した。	定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行い、正規職員の配置を実施した。	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務への人的な措置が課題である。	業務内容や業務量の変化を把握し、適切な人員配置を行う	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
13	人事評価制度の再構築	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員モチベーション向上に繋げるものであることから、評価結果の正確性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討のうえ、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	令和2年9月に県内各市の状況を調査し、その状況を踏まえ、本市の制度設計に着手した。	評価結果の正確性を担保するための制度運用	人材育成等専門家による人事評価結果の活用に係る研修に参加し、人事評価の課題について専門家と意見交換を行った。	公正性を担保するまでには至っていない。	人事評価の調整会議を行う等、公正性を担保する取組が必要である。	処遇反映	50%
14	職務に必要な資格保持者の養成	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部 消防総務課 消防・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様な災害への確かな対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていく必要がある。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。また、救急救命士の養成率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	資格保持者を養成し、適正な人員配置ができていない	職員2人が中型免許を取得し、消防車両の機関員が養成できた。一方、救急救命士の養成については、予定していた研修所派遣による救急救命士の養成は不可能となったが、国家試験の受験資格を有する職員1人が受験し合格した。	消防車両機関員、救急救命士の養成	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	計画どおり資格保持者の養成が図れたことにより、適正な人員配置ができた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	消防車両機関員、救急救命士の養成	75%
15	学校における「統合型校務支援システム」の導入	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局 学校教育課 学事教職員グループ、教育研究グループ	学校における働き方改革を進めているが、現状、教員の多忙化の改善は難しく、喫緊の課題である。また、文部科学省策定の「教育ICT化に向けた環境整備5箇年計画(2018～2022年)」の中で、教職員業務負担軽減と教育の質的向上を目指して「統合型校務支援システム」の100%整備が掲げられており、学校におけるICT環境の整備は県内を含め全国的に加速している。	学校における各種集計作業・帳簿作成作業等の効率化、情報一元管理や共有に資する「統合型校務支援システム」に関して、他県他市町における導入・活用状況、費用・効果等について情報収集し、導入に向けた検討・準備を進める。	市内各小中学校における「統合型校務支援システム」の導入率：100%	令和2年5月より、PCログを活用した教職員の勤務状況の把握を開始、毎月個々の勤務時間等を確認している。統合型校務支援システムに関しては、県内の導入状況及び使用するソフトウェアについて情報収集を行った。	・教職員の勤務状況の把握 ・統合型校務支援システムの導入検討と準備	令和3年度も引き続きPCログによる教職員の勤務状況の把握と位置づけ、後期基本計画や学校教育ビジョンに施策として記載するよう調整している。また、学校における働き方改革が推進するよう、学校現場で混乱が生じないよう、また一部の担当に業務が偏ることのないよう、使用する機能を絞り、順次運用できるよう工夫が必要である。	統合型校務支援システムの導入を教育課題のうち最優先事項と位置づけ、後期基本計画や学校教育ビジョンに施策として記載するよう調整している。また、学校における働き方改革が推進するよう、学校現場で混乱が生じないよう、また一部の担当に業務が偏ることのないよう、使用する機能を絞り、順次運用できるよう工夫が必要である。	データの移行及び、学校への周知、研修の徹底等が必要となることから、実際の運用は3学期からとなる見通しである。学校現場で混乱が生じないよう、また一部の担当に業務が偏ることのないよう、使用する機能を絞り、順次運用できるよう工夫が必要である。	・統合型校務支援システムの導入に関する研修の実施	75%
16	モチベーションを高める職場環境の推進	I	行政システムの改革	4	人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	平成30年度実施の3層体制による組織・機構については、中間層であるグループリーダーの育成に繋がっているが、組織全体における「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」について、更に高めていく必要がある。	グループリーダーを始めとする中間層に対するマネジメント能力向上の研修及び組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対する研修を実施する。また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがい」があるコミュニケーションが取れている」：60%	グループリーダーについては昨年度に引き続き人事評価研修を実施した。しかし、管理職及びグループリーダーへの市独自研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。組織・機構についての検証は、所属長に対するヒアリングを行った。	・職員研修の実施 ・組織機構改革の検証	令和4年度から新たな組織・機構とする。新型コロナウイルス感染症の影響で本年度においても独自研修の実施は困難な状況である。	組織・機構については、各所属間の業務の調整が必要になってくる。研修については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮する必要がある。	・職員研修の実施 ・組織機構改革の検証	75%	

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)	
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
17	構想力を高める研修の実施	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	人口減少と高齢化が益々進展していくことが予想される中で、自治体職員については分野横断的に、地域や組織の枠を超えて、行政の在り方を見直す構想力を身に付けることが求められることから、そのための人材を育成する必要がある。	多様化する行政ニーズに対応できる情報発信力、企画提案力、分野横断的に施策を創造できる構想力を高める研修を実施する。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしての実施となった。	研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修（三重県市町総合事務組合主催）が延期や人数を減らしての実施、広域・派遣研修などが中止となったものもあった。	新型コロナウイルス感染症の影響で研修の実施が困難な状況が続いている。	外的要因により、研修実施が困難な場合は、計画の見直しが必要である。	研修の実施及び検証	50%
18	階層別研修体系の構築・充実	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいつまでどのようなスキルを身に付ける必要があるのかを、体系的に把握できていない。	職員に実施する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的なものとして構築し、その上で、職員自身が受講していくべき研修が分かるように見える化を図る。また、男女の区別なく管理職を目指す意識醸成のための研修を実施する。	キャリア形成に繋がる研修体系の構築及び研修の実施	人材育成基本方針に規定されている研修体系の階層別研修について、現在実施している研修を分類した。	研修体系に基づく研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）が延期や人数を減らしての実施となった。	新型コロナウイルス感染症の影響で本年度においても研修の実施、参加が困難な状況が続いている。	外的要因により、研修実施が困難な場合は、計画の見直しが必要である。	研修体系に基づく研修の実施	25%
19	行政課題に対応できる人材育成研修の実施	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	急速にICT技術が発展する状況の中で、今後予測されるAIの利活用が一般化する時代において、職員として求められる能力を身に付ける必要がある。	コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力などを身に付ける研修を実施する。また、人材育成基本方針の見直しを実施する。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしての実施となった。また、人材育成基本方針の見直しに着手した。	コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力を習得するための研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修（三重県市町総合事務組合主催）が延期や人数を減らしての実施となった。	新型コロナウイルス感染症の影響で研修の実施、参加が困難な状況である。	外的要因により、研修実施が困難な場合は、計画の見直しが必要である。	デジタルツールの導入状況に並び、人材育成基本方針の見直し	25%
20	コンプライアンス意識の徹底	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンスに関する状況及び講義を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。	職員コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、職員コンプライアンスに関する状況及び講義の一部改正及び亀山市職員コンプライアンスハンドブックの見直しを行った。	定期的な状況公表の実施	コンプライアンス推進会議の開催を行った。また、亀山市職員コンプライアンス条例等を運用する中で、問題があったため、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正及び亀山市職員コンプライアンスハンドブックの見直しを行った。	職員研修の実施 ・コンプライアンス推進会議の開催 ・職員のコンプライアンスに関する状況等の公表	職員のコンプライアンスに関する意識を高まっていると判断できる結果を得た。	職員のコンプライアンスに関する状況の調査結果を分析し、コンプライアンス推進会議等において検討した上で、その手法の見直しを図るとともに、職員研修に反映させる必要がある。	職員研修の実施 ・コンプライアンス推進会議の開催 ・職員のコンプライアンスに関する状況等の公表	100%	

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
21	コンプライアンス制度の適正な運用	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部 総務課長	職員コンプライアンス制度の浸透を図るため、働きかけ行為(要望等及び不当要求)に関する記録と上司への報告の実施について、定期的に周知を行う。	職員コンプライアンス制度の浸透を図るため、働きかけ行為(要望等及び不当要求)に関する記録と上司への報告の実施について、定期的に周知を行う。	働きかけ行為に関する報告件数：10件以上/年	働きかけ行為に関する報告は、0件であった(明らかに働きかけ行為ではないと判断できるものだけであった。)		働きかけ行為等に関する周知と取りまとめ	上半期と下半期にわけて、働きかけ行為の記録の有無について調査を行った。	本年度における働きかけ行為に関する記録は6件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	働きかけ行為等に該当するかどうかの判断が適切になされているか判断するための事例収集が十分ではない可能性がある。	働きかけ行為等に関する周知と取りまとめ	75%
22	効率的・効果的な教職員研修システム改革	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	教育部長 学校教育課長	亀山市教育関係職員の研修方針に沿って、「教職員の資質・指導力の向上」「今日的教員課題に対応した実践力の向上」を一層実践し、より多くの教職員が多様な研修を受けられるよう、外部講師の効率的な招聘計画立案や、学校の枠を超えた研修会の相互乗り入れの機会づくり等、効率的・効果的な教職員研修の在り方の検討を行う。	各学校個別のテーマ、あるいは全学校共通のテーマなど、学校や個々の教職員の研修ニーズを把握し、より多くの教職員が多様な研修を受けられるよう、外部講師の効率的な招聘計画立案や、学校の枠を超えた研修会の相互乗り入れの機会づくり等、効率的・効果的な教職員研修の在り方の検討を行う。	各校及び市教委の外部講師招聘研修会等への教職員の参加機会や選択幅の拡大を行った。	各校区別の研修主題を設定することができた。また、学校間の研修会の情報共有を行うことと、他校の研修会に参加することができる体制づくりを行った。	・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘による研修会の整理	各校区別の研修主題を設定することができた。また、中学校区別の研修計画の作成を行った。学校間の研修会の情報共有を行うことができた。	中学校区別、学校別に研修計画を作成し研修を行う形が整う。外部講師招聘による研修の他校への参加ができる体制を整える。	コロナウイルス感染症下において、感染状況によっては、他校への訪問リスクが生じる。	・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘による研修会の整理(先進視察)	75%	
23	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	総務財政部 総務課長	公文書のライフサイクルごとの課題について洗い出しを行ったところ、メール文書の取扱について文書取扱規程うえ、明確でない状態にあり、規程の見直しも含めて検討が必要である。また、職員の公文書管理に対する意識や実態を把握するためのアンケート及び調査を行ったところ、各課保管簿冊の管理が不十分な点があること及び保管スペースが十分に確保できていない状況にあったため、その改善が必要である。	公文書管理に関する調査等を実施し、結果を踏まえた上で、公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理手法を構築する。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出した。	・公文書管理に関する調査等を実施 ・公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理手法の検討	公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出した。	新庁舎における公文書を保管するスペースを確保する必要があることから、公文書を電磁的に保管する方法を導入することなど、公文書の管理に関する手法そのものについても見直すこととなった。	公文書を電磁的に保管する方法の導入などに即した、例規の見直しなどが必要となる。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施	50%	
24	公文書ペーパーレス化の推進	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部部長 DX・行革推進室長、総務課長	毎年公文書の作成等のため使用する紙の量は、廃棄書類を含め大量に発生している。適正な公文書の管理とともに省資源・コスト削減の両面から、改善が必要である。	公文書の電子化を進めるためモバイル端末を会議で活用することにより、ペーパーレス化を検討する。	OA用紙の使用料：5%削減	令和元年度に整備した西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築と、モバイル端末及び電子会議システム導入の準備を行った。	西庁舎3階会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会の会議等のペーパーレス化を推進するため、市議会参与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。	西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会からタブレット端末による電子会議システムの運用を開始した。	特になし	モバイル端末活用継続と検証	100%		

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
25	公文書の管理の在り方検討	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 法務統計グループ	事務事業に係る相手方との協議内容等について、公文書としてのどのように管理するか明確に規定されていない状況にある。適切に公文書として保管するため、一定のルールづくりが必要となっている。	事業者及び市民等との協議や相談内容に係る記録について、公文書としての規定を整備する。	協議内容等の文書に係る公文書としての規定整備	事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等を洗い出している。	規定による運用	事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等について検討した。	協議内容等の記録については、意思形成の過程のひとつにすぎないものもあり、その全てを文書管理システムで管理することは難しいと判断した。	事業者及び市民等との協議や相談内容をどの位記録するかを検討を進める必要がある。	規定による運用	25%
26	資金運用による財源確保	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部 財務課 財政グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率性・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。	平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保	債券を取り扱う証券会社から市に有意な情報の収集を行い、新たな債券を購入した。また、定期的に現価を確認し、売却できる時期を確認した。	地方債等債券による資金運用	30億円 で債券の運用を行った。	利息収入として年間約860万円を確保する運用を行った。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。	地方債等債券による資金運用	100%
27	普通財産の有効活用・売却	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部 財務課 契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却	公売により旧サカ工建設(土地・建物)を売却した。貸付(有償)については、土地10件、建物1件の新規貸付を行った。	未利用地の貸付、不要財産の売却	未利用地の貸付を行うとともに、山林及び建物の新規貸付について相手方と協議を行った。また、旧市営住宅跡地を普通財産に所管替えするにあたり、関係課と手続き等の協議を行った。	新規7件を含む36件の未利用地及び建物の貸付(有償)を行った。また、今後、用途廃止により普通財産となる未利用地の現況把握ができたことで、今後の貸付・売却につなげることができた。	貸付や売却が可能な財産については条件を整理し公売等の手続きを進めるとともに、定期的に未利用地の現況を確認し台帳情報を更新していく必要がある。	未利用地の貸付、不要財産の売却	50%
28	特別徴収事業所の拡大	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部 税務課 市民税グループ	地方税法第321条の3給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、給与支払の際、市・県民税の特別徴収をしなければならないこととされていることから特別徴収制度の周知と義務の徹底を図る必要がある。	現在、従業員3人以上の事業所は原則特別徴収義務者として指定しているが、今後とも指定の継続を行うとともに従業員2人以上の事業所への拡大検討を行う。	従業員2人以上の事業所への特別徴収義務者指定	・従業員3人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底 ・従業員2人以上の事業所への拡大検討を行い、普通徴収への切替理由の基準を改正し、特別徴収義務を拡大した。	・従業員3人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底 ・従業員2人以上の事業所に拡大検討	普通徴収への切替理由を県下統一の要件と整合させるため、特別徴収義務者の指定を従業員2人以上の事業所に拡大した。また、普通徴収への切替理由書についても普通徴収にできる理由の項目変更を行った上で事業所に通知した。	特別徴収義務者指定の要件を県下統一要件と合わせることで法定要件を遵守し、収率率の向上につなげることができた。	従業員が少数で特別徴収事務に不慣れな事業所に対しては、引き続き特別徴収事務の指導と制度の理解に向けた丁寧な説明が必要である。	・従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	100%
29	市税(現年分)の収率の向上	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部 税務課 収納対策グループ	県内トップクラスの収率を目指し、納付者の収納意識の向上や納付環境の整備を一層行い、収率率の向上に向けて取り組む必要性がある。	県内トップクラスの収率率に向け、加速するキャッシュレス決済などの社会経済情勢の変化に対応すい、納付者の意識向上に向けた取り組みを実施する。	収率率: 99.20%	4月1日よりスマートフォンアプリ収納を開始し、広報紙に掲載するなど周知に努めた。クレジット収納について検討し、令和4年以降の継続を決めた。現年収率率に関しては、新型コロナウイルス感染症の経済への影響などから、97.97%となった。	収率率向上に向けた取組 ・キャッシュレス社会に対応した新たな収納方法の検討	令和4年度当初よりクレジット収納事業者を変更するため、収納システム事業者とも協議を行い、システム改修などの具体的な作業内容を決めた。現年収率率は、99.23%となっており、順調に徴収できた。	令和4年度当初より新たなクレジット収納が可能となり、それに伴い、ネットバンキングでの納付も可能となった。現年収率率に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されたが、目標値を達成した。	共通納税システムの税目拡大など、国が進める電子申告、電子納税の体制が整いつつある中で、市独自で進めてきた電子納税の環境をどうしていくのかの見極めが重要となっている。	収率率向上に向けた取組 ・キャッシュレス社会に対応した新たな収納方法の検討	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)	
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
30	市の債権の適正管理	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部 税務課 収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なるため、税の滞納整理手法をそのまま用いることができず、個人情報の共有も難しいが、財政の健全化を進めるうえで、全庁的な債権の適正管理による収入の確保をすることは必要である。	私債権対策会議(年3回)、滞納整理機動班会議(年3回)、滞納処分等判定委員会(毎月)を実施し、担当課の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	検討結果に基づき、市の債権の適正管理を実施	私債権対策会議(3回)、滞納整理機動班会議(3回)、滞納処分等判定委員会(12回)を開催した。次年度以降の会議のあり方を意見し、滞納処分等判定委員会を中心に私債権部会、公債権部会を設置し、それぞれ年4回の開催とした。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	それぞれの会議の在り方を見直し、私債権対策会議を私債権部会に、滞納整理機動班会議を公債権部会とし、滞納処分等判定委員会の下部組織として位置付けた。すべて年4回会議を開催した。	各部会で協議した事項を判定委員会に諮る体制となり、それぞれ年4回の会議を開催し、債権回収の問題点や困難案件の洗い出しとその解決の方向性についてはできるようになったが、着手は担当課に委ねられるため、実行性が低いことが課題である。	会議の目的がより明確になり、債権回収の問題点や困難案件の洗い出しとその解決の方向性についてはできるようになったが、着手は担当課に委ねられるため、実行性が低いことが課題である。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	100%
31	保育所等利用者負担金(現年分)の収納率の向上	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	健康福祉部長	子ども未来課長	健康福祉部 子ども未来課 子ども総務グループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率向上に取り組んだ。(収納率：99.16%)	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率向上に取り組んだ。(収納率：99.23%)	目標指標には届かなかったが、前年度の収納率は上回った。	現年度分・過年度分ともに滞納している滞納者についての回収を進める必要がある。	収納率向上に向けた取組	75%	
32	企業立地の推進	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ	県内本線が開通した新神高速道路など高速道路が結節する利便な交通アクセス、さらにはリニア駅の誘致など、本市の立地環境におけるポテンシャルは今後、さらに高まるものと考えられ、引き続き、既存企業の事業拡充への支援及び亀山・関テクノヒルズ新分譲地等への企業誘致を進める必要がある。	企業情報等の把握に努め、企業立地優遇制度のPR等を積極的に実施し、企業誘致活動を進める。亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画については、令和元年度末時点で、8区画の進出が決定しており、残2区画への企業誘致を推進する。	亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画完売	亀山・関テクノヒルズに進出した2社に対し、奨励措置指定事業者の指定を行った。また、県や産業団地開発主体等と連携し、産業振興奨励制度をPRしながら、積極的に企業誘致活動を行った。	県や産業団地開発主体等と連携し、産業振興奨励制度をPRしながら、積極的に企業誘致活動を行った。また、令和3年度末で終了する同制度の改正に向け検証を行った。さらに、新たな産業団地の開発に向けた調査を実施した。	令和3年11月に新たに1社との立地協定締結と、亀山・関テクノヒルズ以外にも企業誘致を行った。また、産業振興奨励制度の改正に向けた調査しながら制度内容の検証を行った。さらに、新たな産業団地の開発に向けた検証を行うため、専門業者に委託して水運用調査を行った。	亀山・関テクノヒルズの残り区画が少ないことから、新たな産業団地の開発に向けた検討を行う必要があり、特にその中でも供給する水の問題について継続して調査する必要がある。	企業情報の把握や新たな企業立地優遇制度のPR及び実施	100%	
33	地籍調査事業に係る補助金等財源の確保	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	建設部長	土木課長	建設部 土木課 用地グループ	令和元年度の地籍調査事業の高い交付率での県支出金の一部終了など、国・県の補助金制度の変更により、財源確保が困難となってきた。(減少してきている)	主要事業である地籍調査事業と狭あい道路後退用地整備事業の国・県の補助金制度の変更等の動きを迅速にとらえて、より有利な補助金制度を選択することにより、財源確保に努める。	有利な補助金等の活用	令和元年度に配分率の低い負担金(3,906千円)に変更されたことから、県への増額要望の結果、令和2年度においては、配分率の高い交付金(12,153千円)が認められ、補助率が大幅に増加した。	より有利な補助金制度利用の検討	補助金の追加交付を得られたが、事業規模拡大により事業費の全額執行が年度内に執行ができず、翌年度へ繰越しとなった。	補助金の追加交付を受け、調査地区の追加(木崎町南0.05m2)ができた。	特になし	より有利な補助金制度利用の検討	100%
34	公営市営住宅使用料(現年分)の収納率の向上	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	建設部長	建築住宅課長	建設部 建築住宅課 住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者に対し供給しており、低所得で生活に困窮している状況であるが、納付者の収納意識の向上を図り、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	督促状、催告書の送付の継続や各戸訪問など、また、分割支払いなど柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	前年度は95.5%の収納率であり、今年度については96.1%の収納率であった。	定期的な、滞納者へ督促状、催告書の送付、各戸訪問を行い納付相談や指導を行った。	収納率：96.6%	物価上昇、新型コロナウイルス感染症等の社会経済状況の変化により、個々の事情に応じた細やかな納付相談や対応が課題である。	収納率向上に向けた取組の継続	75%	

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
35	医業未収金の徴収対策	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	地域医療部長 病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 医事グループ	未納者に対し支払を促す文書を送付するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、未収金の減少に努めている。今後は、顧問弁護士に回収を委託する未収金について、従来は委託対象とならなかった案件なども委託対象とするなどの検討が必要である。	顧問弁護士に回収を委託する未収金は、従来は回収が困難な未収金のうち過年度分のもを対象としていたが、現年度分の未収金についても見直しを進める。	収納率：90.00%	未納者に対して支払いを促す文書を送付するとともに、顧問弁護士に回収業務を引き続き委託することで未収金減少に努めた結果、約80%の収納率を達成した。	顧問弁護士に回収を委託する未収金の対象範囲の検討及び見直し	現年度の未収金は随時発生するため、弁護士への回収を依頼する時期等の対象設定の検討が遅れている。また、医療費のお知らせを送付するなど、収納率の向上に努めたが、現年度収納率は81.59%で目標達成には至らなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一般の患者と動線を分けることで、発熱外来やPCR検査に係る診療費を後日納付としているため未収金が発生しやすい運用となってしまった。	顧問弁護士に回収を委託する未収金の対象範囲の検討及び見直し	75%	
36	統一的な基準による地方公会計の活用	II	財政運営の強化	7	歳出の節減・重点化	総務財政部長 財務課長	総務財政部 財務課 財政グループ	総務省から地方公共団体に対して、平成29年度末までに作成を要請されていた統一的な基準による財務書類については、平成30年度分まで既に作成しているが、この財務書類を今後の予算編成に活用していく必要がある。	作成した財務書類の分析を行い、将来負担等を明らかにしたうえで予算編成に活用する。	財務書類を予算編成へ活用	統一的な基準による財務書類を活用することで、将来負担等の比率の分析を行った。	統一的な基準による財務書類を用いて得られる指標を分析し、類似団体との比較を行った。	分析結果を踏まえた予算編成の基礎資料として活用した。	統一的な基準による財務書類の作成が平成29年度以降であるため、令和3年度決算の指標分析により、5年分の分析ができる。	財務書類の分析と予算編成への活用	100%	
37	公共料金の支払一元化の検討	II	財政運営の強化	7	歳出の節減・重点化	会計管理者	会計課 出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算のため各課で執行しており、起票後会計課へ回付し支払を行っているため、各課での起票及び会計課での審査に時間を要している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを財務会計システムに取り込み、1つの部署で一括起票して支払うことによる事務の効率化を検討する。	公共料金の支払一元化の方向性を決定	現在使用している財務会計システムの次回更新が令和4年10月であることから、令和3年中に事務フローの確認と併せ部署の検討を行うこととした。	現在使用している財務会計システムの次回更新が令和5年10月まで延長されるため、令和4年度に事務フローの確認を行うこととした。	令和3年度中の進捗はなかったが、令和5年の財務会計システムの更新に合わせた実施に向けて、スケジュールの確認ができた。	更新後の財務会計システムの仕様の検討に合わせシステム管理部門と情報を共有する必要がある。また、どの部署が予算執行するかなど、公共料金の契約等も合わせて、財務課と協議する必要がある。	財務会計システム改修検討	0%	
38	地域特産品発掘等事業の見直し	II	財政運営の強化	7	歳出の節減・重点化	産業環境部長 商工観光課長	産業環境部 商工観光課	「地域特産品発掘等事業」は、新たな地域特産品となる農産物の発掘、育成等の事業を行う者に対し、地域特産品の発掘、育成及び生産販売の拡大を支援し、地域の農業経営の活性化を図ることを目的としているが、生産販売の拡大が進んでいないことから、新たな事業への転換が必要である。	産業振興の観点から、地域特産品発掘等事業の在り方を見直し、農産物における特産品だけでなく、林産物、商店における物産品も含めた発掘から販路拡大までの一連の支援策を構築する。亀山市地域ブランド推進協議会(仮称)を設立し、市独自のブランド認定に取り組み、その認定により亀山市の特産品としてのブランド力を高め、事業者の販売促進につながる環境を整える。	より効果的・効率的な事業への見直し	亀山市地域ブランド推進協議会を設立し、地域ブランド創出事業の推進体制を整えた。また、地域ブランド名を「亀山ブランド」とし、令和3年度のブランド認定事業の準備を進めた。	新たな事業の実施	亀山ブランド認定事業者・認定品の募集を行い、10事業者17品目を選定した。また、広報やHPだけでなく、事業者の販売促進につながる環境を整えた。また、認定事業者により広くPRに努めた。さらに、全国展開に向け、名古屋や東京で開催される催事への出展する。	亀山ブランド認定品を様々な媒体を活用して市内外の方々に戦略的・効果的にPRを行い、事業者の販売促進につながる環境を整えた。また、認定事業者と百貨店や有名パティシエを繋げることで、新商品が開発された。	令和4年度において、ステップアップ支援事業については、これまでの補助金交付だけでなく、商品開発から販路拡大まで事業者が継続して事業を行えるように、アドバイザーの派遣など新たな支援制度を創設する必要がある。	検証及び見直し	75%

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
39	国民健康保険税(現年分)の収納率の向上	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長 市民課長	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税(現年分)の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率(県運営方針)の達成	納期内に国保税を納めなかった者に対して、督促状を送るとともに、資格取得手続き時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。	目標収納率(県運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組	未納者に対して、督促状を送るとともに、資格取得手続き時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。また、催告書書を送るとともに、納付書を同封し収納率向上を図った。	国民健康保険税(現年分)の収納率は微増であるが向上した。今後、更なる収納率向上に努める。	県運営方針の目標収納率が96.45%に設定されているため、達成は困難な状況にある。	目標収納率(県運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組	50%
40	国民健康保険税の適正な負担	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長 市民課長	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加に対して、国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較を行い、税率改正の必要性を検討する。	国民健康保険事業の適正な負担運営	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	国民健康保険の被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いことから、税率改正については慎重な検討が必要である。また令和6年度に激変緩和措置が無くならない点においても国保税率改正の検討が必要である。	県が示す次年度の国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	75%	
41	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長 市民課長	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ	国民健康保険事業の健全な運営のため、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の健康増進を目的とした保健事業を実施することにより医療費の適正化に努める必要がある。	第2期データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策やジェネリック医薬品の利用促進などの保健事業を実施し、医療費の適正化に努める。	特定健診受診率: 65%、ジェネリック医薬品数量シェア: 80%(R5年度)	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上に向けて、文書による受診勧奨は行ったが、コールセンターによる電話での勧奨は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	第2期データヘルス計画に基づく保健事業の実施・特定健診未受診者対策・ジェネリック医薬品の利用促進	特定健康診査の受診率等の上に向け、文書及びコールセンターでの受診勧奨を行うとともに、年齢別勧奨チラシを病院等で配布した。また、職場等で人間ドック受診後に結果をクオカードを贈呈するインセンティブを図った。ジェネリック医薬品利用促進については被保険者証を送付する際にチラシやシール等を同封して、利用促進を図るとともに、利用差額通知を送付した。	特定健康診査の受診率の向上により、生活習慣病の予防、重症化予防につながることで医療費の適正化を図ることができた。	受診勧奨案内の発送やコールセンターの利用等、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用奨励を実施しているが、受診率、利用率の向上につながらない。今後は特定健康診査自己負担金の無料化などのインセンティブや、効率よく効果の高い受診勧奨方法を検討すべきである。	第2期データヘルス計画に基づく保健事業の実施・特定健診未受診者対策	50%
42	水道事業の健全かつ安定的な運営	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長 上下水道課長	上下水道部 上下水道課 上下水道管理グループ、 上下水道工務グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金の確保していく必要がある。また、水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏れ出してから修繕する機会が多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。また、年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組むとともに、漏水等の緊急対応の方法について、専門家への業務委託を含め検討する。	健全経営の強化	・督促・催告状の送付、戸別訪問、滞納者への給水停止により、未納料金の削減に取り組んだ。 ・第1水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。 ・漏水等対応については、他市への情報収集を行った。	・訪問徴収、停水等の取組 ・第4水源地区漏水調査	・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問により、未納料金の削減に取り組む。第4水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。	・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問により、未納料金の削減に取り組む。第4水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。	・限られた業務体制で効果を見出すことが課題である。 ・維持管理経費が増額になることにより、健全な経営の維持が懸念される。	・訪問徴収、停水等の取組 ・適正な水道料金の検証 ・第5水源・野登水源地地区漏水調査	75%

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
43	水道施設の適切な資産管理の推進	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長 水道課長	上下水道部 水道課 水道工務グループ	平成30年12月の水道法改正により、老朽化等に起因する事故の防止と安全な水の安定供給のため、水道事業者は施設の健全度を把握する点検等の維持管理を行うこと、並びに施設・設備の諸元を詳細に網羅した施設台帳の整備を令和4年9月までに行うことが義務付けられた。	水道施設の適切な維持管理と計画的な更新の基礎とするため、令和4年9月までに、水道法施行規則に定められた水道施設台帳の整備を行い、電子情報化に取り組む。	水道施設台帳の整備	令和2年8月28日に水道施設台帳作成業務委託（2ヶ年契約）の契約締結を行った。また、貸与した資料及びデータから必要な資料を情報収集し、ファイリング登録を行い、令和3年度の後続作業が円滑に進むよう整理を行った。	水道施設台帳の整備	昨年度から引き続き業務を行い、水道施設（施設・管路）における基礎情報の電子化を図るよう取組を行った。	水道施設の適切な管理や計画的な施設の更新が行われた。	水道施設台帳の記載事項に変更があった場合は、適正に運用していくために、継続的にデータ更新をしていく必要がある。	水道施設台帳の整備	100%
44	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長 下水道課長	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ 下水道工務グループ	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図り、また、使用料収納など財源確保に努めていく必要がある。また、令和5年度までに企業会計の導入を計画している。	農業集落排水事業の経営の計画性・透明性の向上を図るために、令和元年度に策定予定の最適整備構想に基づき、施設を計画的に更新していくとともに、令和5年度までに企業会計を導入することで経営状況を明確化し、使用料収納など財源確保に努め持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化	最適整備構想に基づき機能強化事業計画の策定を行い、新年度の事業採択に向け、県と協議を進めた。農業集落排水事業の企業会計導入に向けて固定資産台帳の整備を行うにあたり、資料データの整理を行った。また滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付勧奨を図り、収納率の向上に取り組んだ。	機能強化事業計画に基づく整備執行に向けた詳細設計を完成させ、令和3年度分の工事発注を行った。農業集落排水事業の企業会計導入に向けた固定資産台帳整備を完了させ、令和4年度からの企業会計向け条改正やシステムの改修を行った。滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付勧奨を図ることで効果的に財源確保が図れた。	機能強化事業に基づく工事発注により施設の機能強化が進められた。令和4年度からの企業会計導入に向けた準備が整えられた。滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付勧奨することにより効果的に財源確保が図れた。	新型コロナウイルス等の関係により、資機材の価格高騰および生産の遅延による資機材の調達に困難な状態であることから計画通りの執行が懸念される。	事業計画に基づく整備執行 ・企業会計導入に向けた固定資産台帳の整備	75%	
45	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長 下水道課長	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ 下水道工務グループ	公共下水道施設整備事業において、国から令和8年度末までに下水道整備率を95%以上にしよう目標が設定され、下水道区域の見直しが行われていることから、亀山市公共下水道事業計画を見直し、効率的な整備を行う必要がある。また、併せて下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を見直し持続可能な経営を目指す。	下水道区域の見直しは未普及地域を対象に検討し効率的な整備を行うとともに、下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を見直し持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化	効果的かつ適正な汚水処理を実施するため、生活排水処理アクションプログラムの見直し業務を行った。戸別訪問により接続促進の啓発を行った。また小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布した。滞納者へ電話、戸別訪問、督促状送付等により納付勧奨を図り、収納率の向上に取り組んだ。	効率的に整備を進めるため、公共下水道事業計画の変更事業計画を策定した。企業会計の健全な運営を図るため経営戦略の見直しを行った。未接続者に対し文書により接続促進の啓発を行った。また、次世代を担う小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布し啓発を行った。	事業計画の策定により、今後の整備計画の準備が整った。経営戦略の見直しにより、下水道施設の長寿命化対策や適切な維持管理に取り組む、中長期的な視野に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図れるようになった。	新型コロナウイルス等の関係により、資機材の価格高騰および生産の遅延による資機材の調達に困難な状態であることから計画通りの執行が懸念される。	事業計画に基づく整備執行 ・接続促進の取組 ・使用料収入確保への取組	75%	

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
46	学校給食費の公会計化と円滑な事務の執行	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	教育部長 教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 保健給食グループ	文部科学省が、教職員の業務負担を軽減するとともに長時間勤務の縮減を図るため、地方公共団体の公会計化を促進している。 本市は、この状況を鑑み、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施することとし、その準備と実施後に適切な事務を行う必要がある。	公会計化に向けて例規整備、給食費徴収システム導入、食材納入業者登録制度を創設する。	給食費の公会計化の実施	例規の整備と給食費システムの導入を完了するとともに必要事項を定め、保護者及び学校関係者への周知と必要な手続、給食用物資納入業者の登録を行った。	・給食費徴収システム本稼働 ・食材納入業者登録制度稼働 ・例規に基づく、給食費徴収及び食材発注	4月から給食費システムの運用を開始し、例規に基づく給食費の徴収管理事務を行った。また、登録業者への食材発注により、安全安心な給食用食材の安定を図ることができた。	4月から給食費システムの運用を開始し、例規に基づく給食費の徴収管理事務を行うことにより、教職員の業務負担軽減につなげることができた。また、登録業者への食材発注により、安全安心な給食用食材の安定を図ることができた。	学校給食費の賦課徴収や食材の発注及び支払に関する業務、学校給食費の滞滞者に対する督促等の業務が増加した。	例規に基づく、給食費徴収及び食材発注	100%
47	経常収支比率100%及び医業収支比率88%の達成	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長 病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ	平成30年度決算においては、経常収支比率が93.51%、医業収支比率が83.69%であり、年々改善しているが、一般会計から法定外の補助金を受けていることから、鈴亀区域地域医療構想に基づいた病院運営を行い、亀山市立医療センターアキュシオンプラン（新公立病院改革プラン）における数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取組を推進する。	鈴亀区域地域医療構想に基づいた病院運営を行い、亀山市立医療センターアキュシオンプラン（新公立病院改革プラン）における数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取組を推進する。	経常収支比率：100%、医業収支比率：88%	稼働率の高い地域包括ケア病床を増床することで収益の改善を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が落ち込むなか、国及び県の補助金等を有効活用し、財政の安定に努めた結果、経常収支比率が100.20%、医業収支比率が87.19%となった。	・病床稼働率の向上 ・費用削減のための取組	急性期病棟と地域包括ケア病床の病床コントロールを適切に行うため、毎週ミーティングを開催し、稼働率、回転率の向上に努めた。また、高騰する燃料費等を抑制するため、適切な設備運転を行い経費の削減に努めた。	適切な病床コントロールの取組を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により入院患者数が減少したため、病床稼働率は62.4%と前年度の65.7%を下回り、入院収益も減少した。費用削減についても、燃料費の削減に努めたが、石油価格の高騰により、削減には至らなかった。しかしながら、設備の更新について、新型コロナウイルス感染症対策に対する県補助金等の活用により、経常収支比率が100.43%、医業収支比率が89.01%と目標を達成することができた。	アフターコロナを見据えた病院機能の充実を図りながら、地域医療機関と情報共有に努め、入院受け入れ等連携体制を強化して、収益の確保を目指していく。設備の更新について、維持経費に節減効果の高い設備更新を行っていく。	・病床稼働率の向上 ・費用削減のための取組	75%
48	公共施設等総合管理計画の推進	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	総務財政部長 財務課長	総務財政部 財務課 契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進	個別施設における具体的な再編計画の内容や施設整備に係る事業費などの事項について計画の見直しを検討した。	計画の進捗管理と見直し	公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、国からの要請内容や今後想定する施設整備事業の位置付けについて、県や関係課と協議を行った。	計画見直しに当たり、具体的な修正案を作成することができた。	将来の方向性が整理できていない施設があることから、社会経済情勢なども踏まえ、引き続き検討していく必要がある。	計画の進捗管理と見直し	50%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署		現状と課題		取組内容 (R2-R4)		目標指標		令和2年度		令和3年度				令和4年度		全体進捗率 (R2-R4)
No	名称					正	副							年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画					
49	観光施設の在り方の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部 商工観光課 観光・地域ブランドグループ		観光施設として、関宿内には、駐車場、トイレ、足湯交流施設、まちなみ文化センター等があるが、施設の未利用や又は十分な活用がなされずに存する施設がある。また、駐車場は観光バスの往来で交通渋滞の誘因となっている。	現在ある観光施設の在り方を検討し、それぞれの施設の有効利用を図り、もって観光客の利便性の向上に結び付ける。	観光入込客数の増	足湯交流施設を亀山市観光協会に目的外使用許可し、観光案内機能の充実を図るべく、修繕等を実施した。関宿内に新たに公衆無線LANを設置した。まちなみ文化センターの活用のため再公募案を作成した。	・観光施設の再整備及び管理主体の検討 ・関係団体との協議	関宿の中心地にある「まちなみ文化センター」の事業者募集を行った結果、3社から応募があり、選考により1店舗の入居を決定した。また、関宿の公衆トイレの設置、観光駐車場の再整備の検討を行った。	まちなみ文化センターにおいては、令和4年度に1店舗が開業予定。	観光に関する取組は、新型コロナウイルス等の社会情勢の影響を受けやすく、年度の進捗具合の予測が難しい。	観光施設の再整備の実施			50%			
50	市営住宅の統廃合の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	建設部長	建築住宅課長	建設部 建築住宅課 住まい推進グループ		低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んできており、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅を確保し、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住み替えを進め、用途廃止を推進する。	市営住宅(城山、和田)の用途廃止	令和2年10月に栄町地内に、栄町北住宅として8戸を借上げた。	耐用年数が超過し、老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住み替えの促進と用途廃止	民間活用市営住宅として、北町住宅8戸を借上げた。また、老朽化した和田住宅から、住替えのための説明会や個別相談を行った。	老朽化した和田住宅から、民間活用市営住宅として5戸分、他の市営住宅へ3戸分が確保できた。	市営住宅として、立地環境のよい地域から、民間活用市営住宅として応募いただけるよう、事業者へのPRや事前相談が課題である。	耐用年数が超過している市営住宅入居者の住み替えの促進と用途廃止			75%			
51	消防団施設の見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	消防部長	消防総務課長	消防本部 消防総務課 消防団グループ		消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫については、老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、地域の状況や活動の効率性を考慮し人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し、消防団組織の在り方も検討する中で、再編も含めた施設や設備の更新を計画的に行う。	消防団施設が適切に整備・管理されている	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	・長寿命化の推進 ・個々の施設の方向性の検討	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、部分的な改修を行ったほか、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、必要な費用を予算化した。また、地域の実情により、手引きポンプ1台の運用を取りやめた。	老朽化した施設の修繕を進めることにより、一部施設について、長寿命化が図れた。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性の検討を進める必要がある。	・長寿命化の推進 ・個々の施設の方向性の検討			25%			
52	小学校プール施設の統廃合検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 教育総務グループ		各小学校のプール施設について、学校規模の大小に関わらず、過装置や温水装置のメンテナンス並びに水道使用料等、多額の費用が必要となっている。また、新施設を除き施設の老朽化が進んでおり、更新費用も増大傾向にある。	市内小学校のプール施設を統廃合し、民間も含めて受け入れ可能な施設を利用することを検討する。	民間を含めた他のプール施設を1校以上利用	受け入れ先施設と対象校について、新型コロナウイルス感染症の影響によりプール授業が実施されなかったため、具体的な検討ができなかった。	1～2校のプールの授業を試験的に他施設で運用	プール使用に際しての施設の劣化状況の把握、児童生徒数、プール授業以外の使用状況の洗い出しを行った。結果、速やかな統廃合ではなく、様々な調整や調査を行う必要があると判断している。	プール使用に係る状況把握を行うことができた。	設置年数が相当数経過し老朽化が進む中で、現段階における具体的な劣化状況をつかめていない。来年度予定の長寿命化計画策定の中で調査を行い、状況把握する必要がある。災害時の消防水利、災害時の避難所開設におけるトイレ等生活用水の確保等、多岐に渡るプールの貯水活用について調整する必要がある。	前年度の試験運用結果に基づき実施			50%			

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)	
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
53	既存図書館の跡地利用の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ	既存の図書館については駅前を整備する新図書館の開館に伴い閉鎖となる。現在の立地環境を生かしつつ、閉鎖時期や跡地の利活用について検討する必要がある。	駅前に整備する新図書館の開館時期を考慮に入れて、現在の立地環境を生かした、施設の維持、活用を検討する。	既存図書館の跡地利用の検討	平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。	・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討	平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。	事務レベルでの跡地利用の検討を行い、意見について情報共有が図られた。今後は、跡地利用については、市全体で検討を進める方向となり、令和5年度以降、取組部署について財務課と協議を行った。	新図書館の開館時期を考慮し、計画的に跡地利用を検討し、意思形成を図る必要がある。また、市全体で検討を進める方向となり、取組部署を変更する必要がある。	・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討	25%
54	図書館開館時間の拡大	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局 図書館	既存の図書館においては、平成19年4月から平日の開館時間を午後7時に延長しているが、利用者の利便性向上のため、土日・祝日を含めた開館時間の拡大が必要である。	利用者の利便性向上のため、新図書館の開館時間の拡大に向け取り組みを行う。	開館時間の拡大	新図書館整備に伴い、現行の開館時間を午後7時から午後8時に延長するため、例規整備の検討を進めた。	(平日) 午前9時から午後7時 (土日・祝日) 午前9時から午後5時	新図書館整備に伴い、現行の開館時間を平日午後7時、土日祝日は午後5時を、一律午後8時に延長するための例規整備を進めた。	新図書館における開館時間を拡大するため、例規整備を行った。	新図書館開館に向けて開館時間の拡大を広く周知する。	(全日) 午前9時から午後8時	75%
55	施設設備の長寿命化計画	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ	平成30年度に基幹的設備であるボイラー及び受変電設備の改修を完了する等、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。	給湯等配管設備、自家発電設備、エレベーターその他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	地下ビット等の配管等緊急度の高い改修を実施	企業債を利用した自動火災報知設備受信機等更新工事など、老朽化した設備の更新を行った。	資金計画を含めた改修計画に基づく工事、修繕等の実施	起債を利用し、防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事等を実施した。次年度以降の改修については、エレベーターの更新については、設備の再調査、改修方法の検討について関係者と協議した。	本年度計画した設備の更新工事について、計画通り完了し施設の長寿命化を図ることができた。	令和4年度には起債を活用し、汚水配管改修工事や外壁塗装等改修工事等を行い、令和5年度から6年度にかけてはエレベーター改修工事を実施する予定で施設の長寿命化を計画している。施設設備の更新工事や医療機器の更新について、資金計画にあたり、起債償還時期と当該年度の経費等を十分精査し、起債の活用を検討する。	資金計画を含めた改修計画に基づく工事、修繕等の実施	75%
56	福祉医療費助成事業の制度見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	市民文化部長	市民課長	市民文化部 市民課 医療年金グループ	福祉医療費助成事業は、県制度に加え、市制度として、市独自に対象者の拡大、所得制限の緩和及び入院時食費・療養費の助成を実施しているが、事業を持続的に実施するためには、市制度の見直しを検討する必要がある。	事業を持続的に実施するため、事業の成果・課題を整理し、市制度の見直しを検討する。	市制度の見直し	障がい者医療費助成のみ所得制限を設けるとともに全ての公費の入院時食費・療養費を廃止した場合の削減額等の試算を継続的に実施している。	市助成制度の見直し	令和4年度から福祉医療費助成制度の見直しや規則を改正した。	令和4年10月から後期高齢者の窓口負担割合が変更されることにより、福祉医療費助成の負担が増えることが予想されるため、市単独事業の見直しを実施することにより、事業を持続的に実施することができる。	福祉医療費助成制度または食療養費の助成が受けられなくなる人への周知を徹底する必要がある。	市助成制度の見直し	100%
57	総合防災情報システムの構築	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	危機管理監	防災安全課長	防災安全課 防災安全グループ	自然災害や国民保護法に基づく市民への情報伝達としては、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ホームページ、かめやま安心メール、防災行政無線での周知等、様々なツールを利活用しているが、一元管理ができておらず、それぞれの部署の職員が操作を行い情報伝達を行っている。	既設システムと自動連携した多様な情報伝達を一元管理し、効率的に迅速かつ正確に市民へ情報伝達ができる、総合防災情報伝達システムを構築する。	実施設計等の実施	災害時の市民への情報伝達については、緊急速報メール、防災行政無線(同報系)、CATV、ホームページ等、様々なツールを利用しているが、総合的な防災情報伝達システムの構築に向けて、各種技術等の情報収集・研究に取り組んだ。	計画書等の作成	防災情報伝達システムについては基本の方向性を整理した。今後の事業化に向け検討を進めた。	・システムの基本的な方向性の整理が進んだ。 ・事業化に関する関係部署との調整が進んだ。	・同報系スピーカーの設置における地域特性の考慮 ・個別対応における情報伝達の対象者や通信環境の有無への対応 ・庁内他部署との連携	実施設計等	75%

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
58	総合福祉センター機能の在り方検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ	総合保健福祉センターあいはら、2000年12月(平成12年)に建てられ、18年余りが経過している。施設内には、温泉施設を始め、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うにあたり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討する必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループを立ち上げ、施設の見直しや長寿化について検討する。	見直し案の作成のためのワーキンググループ会議の開催：4回/年	機能見直しに必要な調査を実施するため、施設利用団体へのヒアリングや施設利用者調査などの実施に向けた予算化を行った。	施設の見直しや温泉施設の運営管理の方法、長寿化について検討	施設の利用実態などの把握に向け、利用団体ヒアリングを実施した。しかしながら、総合保健福祉センターが新型コロナウイルスワクチンの接種会場となり、温泉施設、足湯、トレーニング室などが休止となり、利用実態調査は実施できなかったが、令和4年度の実施に向け予算化した。	あいはらの利用団体を選定し、利用状況を含めた実態の把握や、施設が有すべき役割や機能などのとりまとめを行い、ハード・ソフト面の現状と課題を把握することができた。	令和3年度に実施した利用団体ヒアリングの結果や施設利用者へのアンケート調査の実施などを踏まえ、施設のあり方を示した市の基本的な考え方を示す必要がある。	施設の運営管理の方向性について決定	25%
59	重度心身障害者介助者手当の見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ	重度心身障がい者(児)の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減され、介助者手当の支給制度のあり方を見直す必要がある。	障がい者等が安心して地域で生活できるような障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	障がい者やその家族のニーズの把握や既存のサービスの見直し等を視野に入れ、第2次障がい者福祉計画の見直しに係るアンケート調査分析委託の仕様等について検討を行った。	ニーズに対応した施策の検討及び実施	アンケート調査を実施し、障がい者等を主に介助している人のニーズを調査、分析した。また、行財政改革ワーキングにおいて、重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考となる先行事例、手法等について検討を行った。	アンケート調査の結果、障がい者等を介助している人の希望する支援として、福祉サービスのさらなる充実を求める声が多く、優先度が高いことが確認できた。一方、障がいの特性等により移動が制限される場合も多く、窓口での相談に結びつきにくいといった状況があることから、訪問や移動の支援等の必要性が確認できた。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施については、現下の物価高騰等による市民生活の負担増に対する配慮や、恒常的な扶助費の増加に対する市財政の健全性の確保等を踏まえて、障がい者等を介助する人の負担を実質的に軽減できるよう、アウトリーチ等による支援や移動の支援等の可能性も含めて検討していく必要がある。	ニーズに対応した施策の検討及び実施	50%
60	事業の一体的な取組	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ、健康政策課健康づくりグループ	介護保険地域支援事業の総合事業において、鹿鉿市と協議のうえ、広域連合に予算要求を行っているが、事業によっては、利用対象者が少なく、予算執行率が85%となっている。	介護保険地域支援事業の総合事業において、現在の取り組みについての見直しを行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う。	予算執行率：90%	介護予防とともに住民主体の生活支援サービスを進めるべく「ちょこボラ」を推進し、経費の一部を補助した。また、関係部署との協議を重ね、既存事業の洗い出しを行い、一体的な取組の方向性について検討を行った。	健康づくり事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う	総合事業の訪問サービス提供に向けて取り組むとともに、地域の身近な通いの場であるサロンへの専門職の派遣により体操・口腔・栄養などの指導を行い、フレイル予防に取り組んだ。また、国が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の実施について検討を行った。	総合事業全体としては新型コロナウイルスの影響により縮小されているが、地域包括支援センターや多職種との連携により事業の拡大、推進に努めている。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の方向性の概要を取りまとめることができた。	地域介護予防活動の推進に努めるとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の実施については、関係部署や関係機関との調整が必要であり、令和5年度からの実施を目指す。	健康づくり事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う	75%
61	行政講座情報の一元的な発信	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	教育部長 生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ	平成31年4月に、かめやまキャンパスの内容及、公民館・歴史博物館の講座情報、市・県の出前トークなどの情報を掲載した「亀山学びのガイドブック」を発行したが、行政で行われている講座の一元化には至っていない。	行政において行われている講座等のさまざまな学びについての情報を集約して「亀山学びのガイドブック」等を一元的に発信することで、効率的な参加促進を図るとともに、内容や目的が重複する講座等の整理検討に結び付ける。	目的が重複する講座が整理され、市民ニーズに合った学びを提供	2021年度版の亀山学びのガイドブックを発行し、学びの情報の一元的な発信を行った。環境創造G主催の講座情報を新たに掲載するなど、内容の充実にも努めた。	学びのガイドブックへの掲載情報の精査、重複する講座等の整理検討	他部署が実施している講座等の情報を集約し、2022年版「学びのガイドブック」を発行することにより、一元的に学びの情報を発信することができた。	他部署が実施している講座等の情報を集約し、2022年版「学びのガイドブック」を発行することにより、一元的に学びの情報を発信することができた。	他部署の講座情報を増やすため、部署間の情報共有と連携が必要である。	一元化した情報の発信	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
62	新たな官民連携手法の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	政策部長	DX・行革推進室長	政策部 DX・行革推進室	これまでの国や県における民間活力の動向や市の様々な取組状況を見据えて、必要に応じて「民間活力活用指針」の見直しを行う必要がある。	PPP(官民連携)手法の拡大を行い、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげていく。	新たな官民連携手法の実施	みえ公民連携共創プラットフォームへの参加や、官民連携オンラインセミナーを受講した。	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法を検討するため、みえ公民連携共創プラットフォームセミナーやふるさと財団が開催する官民連携セミナーへ参加し、調査・研究を行った。	新たな官民連携手法の調査・研究を進めることができた。	新型コロナウイルス感染症の影響により、みえ公民連携共創プラットフォームセミナー等へ参加できる機会が減少している。	新たな官民連携手法の検討	50%
63	指定管理者制度の見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	政策部長	DX・行革推進室長	政策部 DX・行革推進室	平成29年10月に「総務委員会所管事務調査報告書」において、指定管理者制度に係る提言を受けたため、第2次行財政改革大綱後期実施計画において、検証と見直しを行った。	選定方法、モニタリング調査方法、今後の管理運営方法の再検討を行い、検証結果に伴い次期契約の内容を見直す。	指定管理者制度の検証と見直しを実施	令和元年度に見直した評価表に基づき、モニタリングを実施した。また、検証結果報告書において、各施設の実情に応じた内容としたことと、施設毎の詳細な検証を実施した	引き続き、制度の検証と見直し	モニタリングを実施することで、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応できるような管理運営を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の閉鎖・営業時間の短縮、イベントの縮小等を実施せざるを得ない状況下にあるため、現行の指定管理料が適正かどうかの判断が困難である。	見直した内容により実施	75%	
64	多文化共生の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	市民文化部長	文化課長	市民文化部 文化課 人権・ダイバーシティグループ	亀山市は外国人住民人口が全人口の約4%を占め、県下において比率が高い傾向にあり、より充実した環境の整備が必要である。	三者間通話が可能な電話通訳システムやタブレット端末を活用した映像通訳システムを導入し、外国人の暮らしに関わる相談に対して対応できる体制を整備する。	多言語での相談体制の整備	令和2年2月から外国人のための一元的相談窓口を設置し、タブレット端末等を活用した多言語での相談体制の整備を行った。また、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応している。	検証及び見直し	タブレット端末等を活用した多言語での相談体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。	三者間通話及びタブレット端末を使用した相談件数 217件	ワクチン接種の予約等の相談が多数あったことにより、一時的に外国人住民からの「外国人のための一元的相談窓口」の相談件数が増加した。また、通訳不在時にタブレット端末等で対応に努めたものの、委託先の通訳も対応中で確保できないことがあった。	検証	100%
65	民間借上げ型市営住宅の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	建設部長	建築住宅課長	建設部 建築住宅課 住まい推進グループ	低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んでおり、需要に応じた住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を推進する。	民間借上げ型市営住宅戸数：119戸(※累計)	令和2年10月に民間借上げ型市営住宅として栄町地内に、栄町北住宅8戸を借上げた。	住生活基本計画に基づき、民間借上げ型市営住宅戸数の確保を推進(15戸)	令和3年10月に民間借上げ型市営住宅として北町地内に、北町住宅8戸を借上げ、市営住宅として提供した。	市営和田住宅から、民間活用市営住宅の北町住宅へ、住替え5戸分が確保できた。	市営住宅として、立地環境のよい地域から、民間活用市営住宅として応募いただけるよう、事業者へのPRや事前相談が課題である。	住生活基本計画に基づき、民間借上げ型市営住宅戸数の確保を推進(15戸)	75%
66	スクールバスの在り方検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 教育総務グループ	スクールバスは、児童の安全を最優先し、登下校に際し適切に運行しなければならない。さらに乗降時における安全確保にも取り組む必要がある。一方、運転手の人材不足と高齢化の課題がある。	専門性を有する事業者への業務委託について検討を行う。	業務委託によるスクールバス運行	スクールバスを利用している自治体(三重県内市)を調査した結果、当市以外の自治体は、業務委託していることがわかった。委託方法として、①車両も含め全部委託する方法②車両は自前で運行のみの委託する方法があった。	・業務委託手法の検討(バス管理、臨時運行対応等) ・業務委託の可否決定	現使用のスクールバスに関する実態把握(距離、目視点検等)を実施した。また、福祉バスやスクールバス以外の目的での活用に関する内容を把握した上で、業務委託について検討を行った。	現使用のスクールバスの使用見込み期間の目安、及びコスト面の比較をすることができた。	スクールバス以外の目的で活用する件数が多く、融通性が求められる中で、代替業務の実施が困難である。また、費用面においても、現状から手法変更すると相応の予算が必要となる。このことから当面の間は現行どおりの運用とする必要がある。	業務委託によるスクールバス運行	100%

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
67	広域連携の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却 12	新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	政策推進課長、総務課長	政策部 政策推進課 政策調整グループ、 総務財政部 総務課 人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：1業務	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐための鈴鹿亀山地区消費者安全確保地域協議会の設置について検討を行った。	広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、消費者の相談窓口機能となる鈴鹿亀山消費生活センターの移転による相談機能の充実を進めた。	鈴鹿亀山消費生活センターが、11月1日に鈴鹿ハンターショッピングセンター2階に移転され、相談者の利便性向上につながった。	引き続き、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討を行う。	広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討	75%
68	AI・RPA等のICT利活用の情報共有と連携	Ⅲ	既成概念からの脱却 12	新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	DX・行革推進室長、総務課長	政策部 DX・行革推進室、 総務財政部 総務課 人事給与グループ	AI・RPA等のICTを利活用し、業務の効率化を図るためには、他自治体の効果的な取組などの共有を図る必要がある。	AI・RPA等のICTの利活用の効果的な手法等について、北勢4市合同研修の場などを活用し他自治体との情報共有を図る。また、AI・RPA等の効率的・効果的な導入のため、他自治体との連携を図る。	新たにノウハウを取得した業務工程数：2件	コロナ禍の影響で延期となった北勢4市合同研修に代えて、県主催のスマート自治体推進検討会議に参画し、AI・RPA導入に向けた研究に加え、県内市町の事例を学んだ。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税業務の一部にRPAを導入した。	研修実施により、AI・RPA等の効果的な導入事例等の情報共有を図る	令和3年6月に、これまでのスマート自治体推進検討会議にかわって三重県・市町DX推進協議会が設置された。本会議に参画し、他自治体との情報共有や連携を図るとともに、デジタルツールの共同整備に向け検討を行った。また、県が実施するデジタル技術活用等に関する実証実験に参加した。	三重県・市町DX推進協議会において、他自治体との情報共有や検討を行い、新たなデジタルツールの共同整備が可能となった。	特になし	デジタル技術の効果的な活用ノウハウが得られた場合は、運用に向けた事務手続きを開始	100%
69	次期一般廃棄物処理施設の在り方検討	Ⅲ	既成概念からの脱却 12	新たな自治体間連携の検討	産業環境部	環境課長	産業環境部 環境課 廃棄物対策グループ	一般廃棄物処理施設は、長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事や大規模整備工事、年次計画に基づく定期整備により延命化を図っている。しかしながら、延命化工事により延伸する施設の稼働期間は令和11年度以降に満了する予定であることから、これ以降の一般廃棄物の処理をどう進めるのか方針を決定する必要がある。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について、近隣市との間で処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか調査・研究し、経済性や効率性、利便性などの視点から本市にとって最適な施設の在り方を検討する。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	ごみ処理施設について、近隣市の処理経費、収集体制、保有施設等を調査した。単独での施設建設と広域化・集約化をした場合を整理し、教育民生委員会に資料提出した。	処理の広域化等の検討・建設費・維持管理費の試算・市民の利便性の研究等	令和3年11月～12月に近隣市の環境部署と意見交換し、保有施設の今後の整備計画や稼働終了時期の確認、次期一般廃棄物処理施設の整備方針等について聴き取りした。	施設を単独で建設した場合や、本市と処理の広域化・施設集約化した場合に関して、近隣市の課題や意向を把握することができた。	意見交換により確認された課題を整理し、今後近隣市と協議を進めていく必要がある。	次期施設の在り方について方針を決定	25%
70	はしご自動車の共同整備・共同運用	Ⅲ	既成概念からの脱却 12	新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部 消防総務課 総務・消防団グループ	限られた財源の中で、市民の生命・身体・財産を守り、大規模火災や地震等の多様多様化する災害への確に対応していかなければならない。このような状況のなか、年間の災害出動回数が少なく、整備・運用費用が高額であるはしご自動車は財政上大きな負担となっている。	はしご自動車の更新時期に近い本市と鈴鹿市が、当該車両を共同整備・共同運用することにより、その財源を使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などに充てることにより、両市の消防力を強化する。	共同整備が完了し、令和3年2月3日に共同運用を開始した。また、同年3月8日、9日には、両市消防本部合同の訓練を実施した。	共同運用の継続実施	両市で定めた運用要綱・運用要領に基づく管理サイクルで円滑に運用できた。なお、両市での合同訓練については、年2回の計画であったところ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、1回の実施となった。	運用面において災害対応に遺漏がないよう、両市で定期的に合同訓練を実施し、連携を強化することができた。	必要に応じて運用要綱・運用要領を見直すとともに、災害対応に遺漏がないよう、両市で定期的に合同訓練を実施するなどの取組みを継続する必要がある。	共同運用の継続実施	100%	

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)	
No	名称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
71	消防指令業務の共同運用	III	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	消防部長	情報指令課長	消防本部 情報指令課 情報指令第1・2グループ	大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多種多様化する災害への確に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に際して、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	「消防の連携・協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防第59号消防庁官通知)に基づき、津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設立した。今後も119番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用(自治体間の連携)に向け検討を進めていく。	消防指令業務共同運用に関する方向性の決定	「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」において、諸課題の調査・研究を進めるとともに、基本的な考え方や方向性を検討した。令和2年度は勉強会を5回開催したほか、消防長調整会議を2回開催した。	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会(本会3回;作業部会6回)に出席し、消防力調査や勤務体制等の検討を実施するほか、既存指令システムの課題整理等の基礎調査業務委託に係る調査及び検討を進めた。	基礎調査業務委託に係る調査及び検討を実施したことにより、応援地域や覚書等の見直しなどの次年度以降に検討する項目が明確となった。	これまでの検討結果を踏まえ、今後、実務レベルの協議を進める必要がある。	共通の方向性(運用方式等)の決定	75%	
72	地域の担い手育成支援	IV	市民総活躍によるまちづくり	13	地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部 まちづくり協働課 地域まちづくりグループ	地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手が計画的に育成され、多様な人材が活動に参画	地域担い手研修として、従来から開催している「会議ファシリテーション研修」(全3回)に加えて「地域ののみらいづくりアカデミー」(全3回)を開催した。地域ののみらいづくりアカデミーでは、組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりに盛り込んだ。	コロナ禍の影響で開始時期が遅れたものの、ファシリテーション、技術を学ぶ「会議ファシリテーション研修」を11月から全3回実施したほか、組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを研修のテーマに盛り込んだ。	コロナ禍の中、「会議ファシリテーション研修」については対面での人数制限を行う中での開催となったものの、「地域ののみらいづくりアカデミー」についてはオンラインや動画配信により開催するなど、より多くの方に参加してもらえ、環境を整えたことで、より多くの方のまちづくりに関する意識の醸成が図れた。	地域担い手研修については、地域まちづくり協議会によって出席者数に差異がある。組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりに関しては、後継者不足等により、役員選出等に苦慮している地域が一部で見受けられる。	・地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 ・組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの検討	75%	
73	ICTを活用した情報交流の仕組みの構築	IV	市民総活躍によるまちづくり	13	地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部 まちづくり協働課 地域まちづくりグループ	全ての地域まちづくり協議会でインターネット環境が整備されている中で、地域まちづくり協議会と市が連携して課題解決に取り組むため、相互に情報交流ができる仕組みを構築する必要がある。	市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている文書等について、ICTを活用した情報交換の新たな仕組みを構築することで、より確実な情報交流を実現する。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流を実施	新たな情報交流の仕組みとしてのシステムの検討を行った。各地域まちづくり協議会へ説明するとともに導入を行った。	情報交流の仕組みとしての運用	情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoの本格運用に向け、操作マニュアルを作成し各地域まちづくり協議会へ配布するとともに、地域まちづくり協議会ごとに操作研修を行った。	操作マニュアルを作成し各地域まちづくり協議会へ配布するとともに、地域まちづくり協議会ごとに操作研修を行った。情報共有システムaipoの操作理解度に差がある。	地域まちづくり協議会の事務職員によって、情報共有システムaipoの操作理解度に差がある。	情報交流の仕組みの運用	100%

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)	
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
74	地域共生社会に向けた包括的支援体制の検討	IV	市民総活躍によるまちづくり	13	地域まちづくり協議会の運営支援	健康福祉部長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ	平成30年度から社会福祉協議会にCSWを配置し、個別支援を展開しているが、中にはごみ屋敷等、制度にはさまの問題など、複雑かつ多様な問題を抱えた世帯全体の支援が必要な問題が顕在化してきており、窓口・支援機能の総合化が求められている。国で、包括的支援の具現化を進めており、令和3年度から従来の制度別に設けられた各種支援の一体的な実施が行われる予定である。	分野別の属性や課題に基づいた縦割りの制度を整理し、高齢者、障がい者、生活困窮者など、従来の分野ごとに対応するのではなく、地域まちづくり協議会との役割のすみ分けを行いながら丸ごと受けとめる包括的な支援体制の構築を行う。	総合相談窓口機能・支援体制の構築：1箇所	複合課題をCSWに集約するつながるシートを導入し、世帯全体のトータルケアプランを作成することで、支援が必要な世帯に対する相談支援の体制を整えた。また、令和3年度から実施される重層的支援体制整備事業の実施に向け、総合相談窓口機能をはじめとした包括的支援体制の構築に向けた検討を進めた。	市民の福祉課題に直面する機会が多いと思われる窓口を有する課に対し、複合課題をCSWに集約するつながるシートの全庁展開を進めた。また、世代や属性を越えた相談支援や地域づくりなどの一体的な実施に向け、国の補助事業である重層的支援体制整備の移行準備事業を実施した。	主要な窓口（市民相談、税、水道、環境、教育、病院など）に対し、市と社会福祉協議会のCSWが向い、複合課題をCSWに集約するつながるシートを全庁展開した。これにより、小中学校を中心として各分野で把握した課題が、福祉分野につながる体制づくりが進んだ。	本市での取り組むべき優先課題を解決につなげられるよう、健康福祉部をはじめ、鈴鹿亀山地区広域連合や社会福祉協議会と役割分担の協議など、本市の実情に即したしくみづくりに継続的に進めていく必要がある。一方で、個別支援の展開により相談件数は増加傾向であり、支援体制の充実・強化の検討も必要である。	包括的支援体制の運用（国の新たな事業を活用）	50%
75	地区衛生組織連合会事業の在り方の検討	IV	市民総活躍によるまちづくり	14	共助による支え合いの基盤の強化	産業環境部 環境課長	産業環境部 環境創造グループ	亀山市地区衛生組織連合会は、亀山市自治会連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について、本連合会実施事業と類似する他団体と協議・調整の上、その方向性を検討する。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方方向性を決定	環境未来創造会議の快速部会を開催し、協議を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となり、開催することができなかった。	部会を開催し、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方方向性を協議してもらおう。	課題、問題点は特にないが、部会を開催することができなかったため、協議がR4年度になってしまったことから、早々に開催する必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方方向性を決定	50%	
76	自主防災組織等の強化	IV	市民総活躍によるまちづくり	14	共助による支え合いの基盤の強化	危機管理監 防災安全課長	防災安全課 防災安全グループ	災害時において、自らを守る自助と相互に助け合う共助の重要性を市民一人ひとりと地域での意識を高め、それぞれが自らを守ることでできるよう、地域住民が自らの課題として捉える地区防災計画の策定を進めるとともに、自主防災組織などの防災組織の強化を図る。	自主防災組織の強化を図るため、地区防災計画の策定支援を行う。	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：10地区	川崎、野村、井田川北、加太地区の策定を行った。	地区防災計画の策定に向けた支援	・屋生地区の地区防災計画の策定に向けた支援を継続している。 ・新規地区（野登、御幸地区）の着手に向けた協議に入った。	地区防災計画に取り組みやすくするため、手法の検討が必要。	地区防災計画の策定支援	75%
77	かめやま人の活躍による市民の連携強化	IV	市民総活躍によるまちづくり	14	共助による支え合いの基盤の強化	教育部長 生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ	現状地域には様々な地域課題があり、その課題解決に取り組むため地域で活躍できる人材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成するため、かめやまキャンパスにおいて、地域の魅力発信や環境問題への取組、地域課題の解決のための事業化などに取り組める人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。	かめやまキャンパスを修了した人数：60人	かめやまキャンパス講座を実施するとともに、全受講生を対象としたオンライン体験合同講座を行い、ICTを活用した学びの提供を行った。	かめやまキャンパスによる人材育成（3年次：実践編）	起業の講座については、オンラインを活用したことで所定の講座を開催し、講座修了者10人をかめやま人に認定した。他の3講座については、講座回数が増えなかったため、1年延長し、令和4年度も引き続き講座を実施することとなった。	受講者の修了後の実践活動を見据え、行政関連部署や市内外の団体とさらに連携する必要がある。また、コロナ禍の中であっても学びの場を提供するため、ICTを活用した講座の実施を検討し、可能な限りオンラインと会場参加を併用したハイブリッド型の講座を実施する。	かめやまキャンパスによる人材育成（第2期生募集、1年次：入門編）	75%

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2-R4)		
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画		
82	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	IV	市民総活躍によるまちづくり	15	建設部長	建設管理課	建設部 建設管理課 道路保全グループ	県道からの管理移管や開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行う。参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	参加団体数：47団体	協力団体の公募を、市広報4月1日号及び市HPに掲載し、市民・各団体に同事業について幅広く通知し、参加を依頼した。	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和3年4月1日号の市広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や有志団体などから、幅広く参加協力が得られている。	参加団体数：36	現在の参加団体に対する継続依頼を行うとともに、各団体への新規参入を促す必要がある	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	75%

【別表】令和3年度効果額（歳入確保及び歳出抑制等）

(単位：千円)

No.	目標	重点方針	主な取組	歳入効果額	歳出効果額	主な内容
27	II 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	普通財産の有効活用・売却	11,578		土地・建物貸付及び土地・建物売却(法定外公共物等)によるもの
30	II 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	市の債権の適正管理	68,091		市税や国民健康保険税などの滞納繰越分の収納率の向上
31	II 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	保育所等利用者負担金(現年分)の収納率の向上	57		現年分の収入率の向上
34	II 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	公営市営住宅使用料(現年分)の収納率の向上	204		現年分の収入率の向上
35	II 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	医療未収金の徴収対策	2,671		収納率の向上
70	III 既成概念からの脱却	12 新たな自治体間連携の検討	はしご自動車の共同整備・共同運用		12,544	はしご自動車共同整備・共同運用による経費削減
				82,601	12,544	
				95,145		